

債権差押命令申立書

岡山地方裁判所 御中

津山支部 (←津山支部申立のときは□にレを付けてください。)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

収入印紙

申立債権者氏名 〇 〇 〇 〇 ⑩
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

当 事 者
請 求 債 権 別紙目録記載のとおり
差 押 債 権

(↓以下、当事者が複数のときに該当する□にレを付けてください。)

債権者は、債務者（□ら）に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者（□ら）がその支払をしないので、債務者（□ら）が第三債務者（□ら）に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者（□ら）に対して、陳述催告の申立て（民事執行法147条1項）をする。

(↑陳述催告の申立てを同時にされる時は、□にレを付けてください。)

添 付 書 類

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> 執行力ある債務名義の正本 | <input type="radio"/> 通 |
| <input type="checkbox"/> 同送達証明書 | <input type="radio"/> 通 |
| <input type="checkbox"/> 資格証明書 | <input type="radio"/> 通 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 | <input type="radio"/> 通 |
| <input type="checkbox"/> 住民票 | <input type="radio"/> 通 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="radio"/> 通 |

(↑提出される書類の□にレを付けてください。)

受 付 印			
(この欄は記入不要です)			
貼付印紙	円	取扱者	
添付郵券	円	認 印	

(↓「債権者」及び「債務者」の住所・氏名は、いずれも債務名義のとおりに記載してください。)

当事者目録	
債権者	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 (※1) 岡山市北区〇〇町〇丁目〇番〇号 <input type="checkbox"/> (債務名義上の住所) 岡山県倉敷市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏名等 〇 〇 〇 〇 <input type="checkbox"/> (債務名義上の氏名)
	送達場所 <input type="checkbox"/> 住所に同じ 〒 ー
債務者	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 岡山市南区〇〇町〇丁目〇番〇号 <input type="checkbox"/> (債務名義上の住所)
	氏名等 〇 〇 〇 〇 (※2) <input type="checkbox"/> (債務名義上の氏名) 〇 〇 〇 〇
第三債務者	住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
	氏名等 株式会社ゆうちょ銀行 代表者代表執行役 〇 〇 〇 〇
	送達場所 〒730-8794 広島市東区光町一丁目15番15号 株式会社ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター

(※1 債務名義に記載された住所と現住所が異なる場合(引越をした等)は債務名義上の住所と現住所とを併記してください。その場合には、つながりを証する書面として、住民票の写しなどを提出してください。)

(※2 債務名義に記載された氏名と、現在の氏名が異なる場合(婚姻により姓が変わった等)は、債務名義上の氏名を併記してください。その場合には、つながりを証する書面として、戸籍謄本などを提出してください。)

【1 判決正本・和解調書正本・調停調書正本・少額訴訟判決正本用】

請求債権目録

(↓債務名義の表示に従って以下を記載してください。)

〇〇地方・簡易 裁判所 支部平成〇〇年(〇)第〇〇号事件の執行力ある
判決正本
第〇回口頭弁論調書(和解)正本
調停調書正本
第〇回口頭弁論調書(少額訴訟判決)正本
に表示された下記金員及び執行費用

記

1 元 金 金 〇〇〇 円

2 利 息 金 〇〇〇 円

3 遅延損害金 金 〇〇〇 円

確定損害金

上記1に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで年〇〇パーセントの割合による遅延損害金

(↑遅延損害金の請求をする場合は、請求の始期、終期及び利率を特定して記載してください。遅延損害金は、債務名義上は完済されるまで請求できる場合でも、申立ての当日までで金額を確定させて、その金額を記載してください。)

4 執行費用 金 〇〇〇 円

(内訳) (執行費用は当事者の数等で異なりますので裁判所にご確認ください。)

本 申 立 手 数 料 金 4,000 円

差押命令送達費用及び通知費用 金 〇〇〇 円

申立書作成及び提出費用 金 1,000 円

執行文付与申立手数料 金 300 円(※3)

送達証明書申請手数料 金 150 円

資格証明書交付手数料 金 〇〇〇 円

以上合計 金 〇〇〇〇 円 (←上記1~4の合計額を記載してください。)

なお、債務者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に支払うべき金員の支払いを怠り、同日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（及び平成〇〇年〇〇月〇〇日）に支払うべき金員の支払いを怠り、その額が金〇〇〇円に達したので、平成〇〇年〇〇月〇〇日の経過により、期限の利益を喪失した。

（↑債務名義上、期限の利益の喪失約款があり、債務者が期限の利益を失ったことに基づき申立てをされる場合は、これらの中で当てはまるものを選んで、記載してください。）

（※3 債務名義が少額訴訟判決正本の場合には、執行文が不要のためこの手数料は請求できません。ただし、承継執行文の付与を受けた場合はこの手数料を請求することができます。）

差押債権目録

金.....〇〇〇〇.....円（←請求債権額を超えることはできません。）

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権（広島貯金事務センター扱い）にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。